

## 1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円 (基礎年金受給者)の場合

### 【賦課のもととなる所得】

$$79\text{万円} - 110\text{万円} = \underline{0\text{円}}$$

公的年金控除※1

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

### 【均等割軽減判定所得（世帯主と被保険者の合計）】

$$79\text{万円} - 110\text{万円} = \underline{0\text{円}} \rightarrow \text{均等割7割軽減該当} \quad \text{※2}$$

※2 軽減判定所得が43万円以下の場合、均等割額は7割軽減となります。

また、令和8・9年度については激変緩和措置として**医療分**の軽減割合が7.2割軽減で計算されます。

### 【保険料額】

	均等割額 (100円未満切捨)		所得割額 (賦課のもととなる所得×所得割率)		小計 (100円未満切捨)
医療分	15,700円 (56,200円×28%)	+	0円 (0円×9.59%)	=	15,700円
子ども分	300円 (1,300円×30%)	+	0円 (0円×0.25%)	=	300円

年間保険料額：16,000円